

号外

資料②

令和5年5月15日

関係者各位

山口市介護保険課

介護認定調査の場所及び時期について

平素から、本市の介護保険行政の推進につきましては、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の取り扱いについては、以前から山口市介護サービス提供事業者連絡協議会居宅介護支援事業部会（居宅部会）等で文書を配布してお願いしているところですが、今後も正確な認定調査の実施のため、下記事項に十分御留意くださいますようお願いいたします。

記

事例	調査場所及び調査時期
通所介護・通所リハビリテーション・医療デイケア利用者	<p>居宅</p> <p>希望日で調整して調査</p>
ショートステイの週単位定期利用者	<p>居宅</p> <p>毎週、定期的にショートステイを利用されている場合は、ショートステイ終了後、数日で調査可能</p>
ショートステイの単発、月単位定期利用者	<p>居宅</p> <p>ショートステイ終了後、約1週間程度間隔をあけて調査</p>
ショートステイ長期利用者	<p>ショートステイ先</p> <p>短期入所サービスは在宅サービスである為、居宅での調査が基本ではあるが、現実的に困難な為、ショートステイ先での調査とする</p>

※正確な調査のため、原則として日頃の状況を把握できる場所で調査を行います。

※調査日の調整については、裏面《認定調査日決定時の注意事項》をご参照ください。

担当：山口市介護保険課

介護認定第一担当：山田

TEL：083-934-2805

FAX：083-934-2669

《認定調査日決定時の注意事項》

自宅（入所施設）での調査

- ① 1週間以内に生活環境が変化している場合は、調査は避けるようにしてください。
(生活環境の変化から1週間経過していれば調査は可能です)

【例】

- ・退院して間もない。
- ・退所（老人保健施設等）して間もない。
- ・長期外泊後（子供の家に外泊等）
- ・転居後（子供の家に同居直後等・施設に入所直後）
- ・ショートステイ利用後
 - ※ただし、ショートステイを週単位で定期的に利用し、ショート・自宅の生活それぞれの場所に慣れて落ち着いた生活をされている場合は除きます。
- ・デイサービスやショートステイ先での調査は行いません。
※ロングショートや緊急ショート利用時はご相談ください。

- ② 発熱や転倒して痛みがあり普段と異なる時は、調査を避けるようにしてください。
※骨折後のギプス固定中は状況により調査ができるか判断します。
ご心配な時は予めご連絡ください。

ガン末期で自宅療養を希望される方（新規・区分変更）の場合は、
早期認定が必要である為、調査日を受付時にご相談ください。

病院での調査

- ① 治療が必要とされ入院している為、急性期の治療が落ち着き、状態が安定してから調査を行います。（急性期の調査は行いません）

【目安として】

